

奈良県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和四年八月二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
太田 剛	かしはら桜花整骨院 橿原市北妙法寺町五六二	平成三十年五月十三日
太田 剛	かしはら桜花鍼灸院 橿原市北妙法寺町五六二	平成三十年五月十三日